

平成28年度 四万十町農業委員会 第2回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成28年5月24日(火)
 2. 場 所 大正地域振興局2階大会議室
 3. 時 間 開 会 13時30分
 閉 会 14時40分

4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	×	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	×	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	×	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	×	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	×	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

5. その他の出席者

事務局 西谷久美、林和利、山本英明、友永龍二、横山祥与

6. 提出議案

- 日程第1 指定第3号 会期の決定
 日程第2 指定第4号 議事録署名委員の指名
 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分について
 日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について
 日程第5 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 日程第6 議案第6号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
 日程第7 その他 平成28年度 第3回(6月)農地部会及び第1回(6月)定例総会の日程について

議長 本日は、お忙しい折、会議にご参集いただきまして誠にありがとうございます。皆さんの中でも、田植えが終わられた方、最中の方もおられるかと思ひます。体調には十分気をつけて、頑張つて頂きたいと思ひます。それでは本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

只今より「平成28年度 四万十町農業委員会第2回大正・十和農地部会」を開会いたします。
ご起立をお願いいたします。

・・・礼・・・よろしくお祈りいたします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議に、4番 吉良委員 5番 田村委員 7番 佐々木 通委員 9番 芝 俊樹委員 11番 宗海委員より欠席の届けが出ております。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は、14名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程は、農地法第3条による許可申請の処分決定が1件、農用地利用集積計画の承認についてが3件、農地法第5条による許可申請の意見決定についてが1件、時効取得を原因とする農地についての権利移転または設定の登記事案に対する意見決定についてが1件、その他でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。憲章は、添付資料の最後にご覧いただけますのでご覧下さい。本日の憲章朗読は、10番 武内 亮委員 にお祈りいたします。ご起立をお願いいたします。

武内 委員 ご唱和をお願いいたします。

・・・憲章朗読・・・

議長 ご着席下さい。

それでは、日程第1より順次、進めさせていただきます。

日程第1「指定第3号」「会期の決定」を議題と致します。

平成28年度 四万十町農業委員会第2回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日24日、一日と定めますが、ご異議ございませんか。

・・・異議無しの声あり・・・

異議無しと認め、平成28年度 四万十町農業委員会第2回大正・十和農地部会の会期は、本日24日、一日と決定いたしました。

次に、日程第2「指定第4号」「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

四万十町農業委員会部会会議規則第3条の規定に基づき、議事録署名委員を2名指名いたします。議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・異議無しの声あり・・・

異議無しと認め、15番 山崎 力委員、3番 平野 建夫委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続きまして、日程第3 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号、番号1番について、議案書をもとにご説明いたします。

番号1の申請地は一筆になります。

申請地、四万十町地吉字亀越口1946-1、地目及び現況・田、面積・353㎡の農地になります。権利事由は売買による所有権移転です。

番号1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、本日地区担当の吉良委員が欠席でございますが、双方に5月17日に聞き取り、現地確認を行った事の報告を受けております。申請地は現在、田ですが取得後はジャガイモを主としてその他野菜を作付けの計画でございます。今後の利用の確保に支障はないと思われまふ。以上、議案第3号についての説明を終わります。

議長 議案第3号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め質疑を終結し採決します。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成28年6月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より諮問を受けたので承認を求める。

議案第4号、番号1番から3番について議案書をもとに順にご説明します。番号1番の利用権を設定する農地は六筆です。

所在、四万十町大井川字鷺ノ巣322-1、現況地目・田、同じく四万十町大井川字鷺ノ巣322-2、現況地目・田、同じく四万十町大井川字鷺ノ巣322-3、現況地目・田、同じく四万十町大井川字鷺ノ巣336-1、現況地目・田、同じく四万十町大井川字鷺ノ巣336-2、現況地目・田、同じく四万十町大井川字鷺ノ巣337、現況地目・田、六筆合計で4,599㎡です。契約期間ですが、平成28年6月1日より平成31年5月31日までの3年間です。水稻を作付の計画で賃貸借契約による新規設定となります。

番号2番の利用権を設定する農地は三筆です。

所在、四万十町大井川字砂田1525-1、現況地目・田、同じく四万十町大井川字砂田1527-2、現況地目・田、同じく四万十町大井川字砂田1528-5、現況地目・田 三筆合計で2,646㎡です。契約期間ですが、平成28年6月1日より平成31年5月31日までの3年間です。水稻を作付の計画で賃貸借契約による新規設定となります。

番号3番の利用権を設定する農地は一筆です。

所在、四万十町大井川字砂田1525-2、現況地目・田、面積は1,208㎡です。契約期間ですが、平成28年6月1日より平成29年5月31日までの1年間です。落花生を作付の計画で賃貸借契約による新規設定となります。

番号1番から3番については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、議案第4号についての説明を終わります。

議長 それでは、番号1番から3番について担当委員は、補足説明があればお願いします。

宮谷 委員 番号1番について借受人、貸付人、双方に確認を取ってまいりました。番号2番、3番に対しましても双方に確認を取っております。以上です。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、質疑を終結し採決します。

議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の承認について」は、可決いたしました。

日程第5 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第5号番号1番について議案書をもとにご説明します。

番号1番の申請地は一筆になります。

所在 四万十町打井川字ナシノ木ダバ684、登記地目・田、現況・畑、面積・737㎡の農地で第一種、第三種農地のいずれの要件にも該当しない第二種農地のその他の農地です。

これに東側にある自己の所有地で平成24年12月18日付けで露天駐車場として転用許可を受け、現在使用している685-4、面積132㎡と現在用途廃止申請中の公衆用道路（農道）、面積56㎡を一体的に使用し、事業計画全体では935㎡となります。周囲の状況ですが、東側は河川、西側は原野、南側は公衆用道路を挟んで自己所有地の雑種地、原野、山林となっており、現在かっぱ館の建物及び敷地となっております。申請内容ですが、譲受人である法人は申請地南側で隣接する施設を経営しており、その施設への来場者に対して繁忙期には駐車場として対応できていないため、本申請地を譲り受けて、新たに駐車場として整備し、繁忙期の来館者に対して対応したいということです。

転用計画ですが、排水については、発生するのは雨水排水のみで、申請敷地内へ自然浸透させる計画です。また、所有権以外の権利に関する事項としまして、申請地に対しては抵当権が設定されていますが、こちらについては抹消登記の方が完了したことを確認しております。以上、説明を終わります。

議長 担当委員は、補足説明があればお願いします。

秋田 委員 申請人にもお会いして確認してまいりました。また、現地確認も行っております。詳細については事務局の説明のとおりでございます。また、対岸の農地の所有者からの同意も得ております。

議長 議案第5号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議無し」の声あり・・・

異議無しと認め、質疑を終結し採決します。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」は、可決されました。

日程第6 議案第6号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 番号1番について議案資料をもとに説明いたします。

番号1番の申請地は一筆になります。

所在 四万十町浦越字アンノ谷58-1、登記地目・畑、面積79㎡、登記目的は所有権移転です。登記原因は平成5年5月10日、時効取得によるものです。

本案件につきましては、この時効取得による事案となります。このことから、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記の取り扱いについて」農林水産省より都道府県知事あて通知として農業委員会の処理としては以下のことが求められております。議案第6号、別添資料の下段(2)の「登記完了後の措置」として、農業委員会は、登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、速やかに当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているか否かにつき、その実情を調査し、遅滞なく別紙様式第1号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。とされていることから本案件につきましては、登記完了後の通知となりますので、担当の山脇委員とともに現地の調査を行うと伴に本人への聞き取りを行った結果、適正なものであると判断いたしました。

議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。この件について、担当委員の補足説明があればお願いします。

山脇委員 今、事務局から説明があったとおりです。私も両者にお会いしまして内容を聞きました。20数年前から利用しているということから時効取得もやむをえないのではないかという事になります。すでに登記も終わっているということで、法務局からの通知ということで、確認はしてまいりましたのでご検討よろしくをお願いします。

議長 議案第6号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議無しと認め、質疑を終結し採決します。

議案第6号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

・・・休憩・・・

定刻となりましたので再開いたします。

日程第7 その他を議題といたします。

その他①「平成28年度第3回（6月）大正・十和農地部会、第1回定例総会の日程について」

予定では、6月24日、金曜日です。時間は午後になると思います。場所は農地部会、定例総会ともに十和地域振興局で行う予定です。

よろしくお願いします。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願います。

その他ですが、事務局の方で何かございますか。

事務局 先月の部会でご検討いただいた熊本への地震災害義援金について、大正・十和農地部会として取りまとめのうえ先日、全国農業会議所の地震災害義援金として振り込みをさせて頂きましたことをご報告いたします。

議長 他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はございませんか。

特に無いようですので、日程第7 他は終わらせて頂きます。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、「平成28年度 四万十町農業委員会第2回大正・十和
農地部会」を閉会いたします。
ご審議、ご協力ありがとうございました。